

統計法（抄）

（匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

（匿名データの提供）

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

統計法施行規則（抄）

（匿名データの提供を行うことができる場合）

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 前号イ及び二に掲げる要件に該当すること。
 - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

（匿名データの提供に係る手続等）

第十六条において準用する第十一条 法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者（以下「提供依頼申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下第十六条において準用するこの条、次条及び第十三条において同じ。）が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

- 一 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下第十六条において準用するこの項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所
- 二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
- 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- 四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
- 五 匿名データの使用場所及び管理方法
- 六 匿名データの利用目的
- 七 第十六条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十五条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項
- 2 提供依頼申出者は、第十六条において準用する前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するも

のとする。

- 一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」という。）に記載されている提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する第一項の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

第十六条において準用する第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

- 2 第十六条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。
- 3 第十六条において準用する前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十六条において準用する第十三条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

- 2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。
- 3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

（利用実績報告書の公表）

第十六条において準用する第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。